

指定居宅介護支援事業所の運営規程

株式会社稜線 とごしりハビリケアプランセンター

(事業の目的)

第1条 株式会社稜線が開設するとごしりハビリケアプランセンター居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名称 とごしりハビリケアプランセンター

② 所在地 東京都品川区豊町2-17-8

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

② 介護支援専門員 1名（管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

③ 事務員 1名（非常勤職員 必要な事務を行う）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月27日から1月5日までを除く。

② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

② 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

③ 使用する課題分析票の種類 厚労省課題分析標準項目

④ サービス担当者会議の開催場所 個別具体的に判断する利用者自宅等

⑤ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月 1 回

⑥ モニタリングの結果記録 1 ヶ月に 1 回

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 1 通常の事業の実施地域は、品川区、大田区、目黒区、港区とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(事故発生時の対応)

第 8 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

(苦情・ハラスメント処理)

第 9 条 1 事業所は提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置つけた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援」という)に対する利用者又はそのご家族当からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供したい居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、および市長孫が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

4 事業所は指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民保健団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事)

第10条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置をこころずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の実施

(3) その他虐待防止の為に必要な措置

2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者に現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内

(2) 虐待防止に関する研修 年 2 回

(3) 権利擁護に関する研修 年 2 回

(4) 認知症ケアに関する研修 年2回

(5) 介護予防に関する研修 年2回

(6) 感染症に関する研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらいしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業者は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から5年間は保存するものとする。

5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は 株式会社 稜線と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第12条 事業継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

※（令和6年3月31日まで努力義務）

（衛生管理）

第13条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議棟においてその対策を協議し、対応指針等を作成掲示行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

※（令和6年3月31日まで努力義務）

第三者評価の実施は現在行われていないが前向きに検討するもの。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 稜線の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月1日から施行する。